



島根県報

令和3年12月24日（金）

第 272 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表 (市 町 村 課) 2

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

公共測量の終了 (") 4

【特定調達公告】

島根県立中央病院の電力調達に係る一般競争入札の実施 (病 院 局) 5

【教委告示】

公民館設備費補助金交付要綱の廃止 (社 会 教 育 課) 7

告 示**島根県告示第750号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都道府県知事保存本人確認情報の利用
 - (1) 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

| 事務の内容 | 利用件数 |
|---|-------|
| 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務 | 4 |
| 恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務 | 145 |
| 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務 | 7,005 |
| 旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務 | 409 |

| | |
|--|-------|
| 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等に関する事務 | 2,580 |
| 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務 | 469 |
| 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務 | 256 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けている者の生存の事実等の確認に関する事務 | 133 |
| 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務 | 1,291 |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務 | 574 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務 | 1,837 |
| 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の規定による障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務 | 12 |
| 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による特別弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務 | 13 |
| 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の規定による特別給付金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務 | 3 |
| 家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務 | 18 |
| フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務 | 8 |
| 電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務 | 286 |
| 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務 | 14 |
| 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務 | 2 |

(2) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

| 事業の内容 | 利用件数 |
|---|------|
| 島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務 | 20 |
| 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務 | 32 |
| 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 | 32 |

| | |
|--|-----|
| 島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務 | 346 |
| 採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務 | 4 |
| 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務 | 2 |
| 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第22号）の規定による中小企業設備近代化資金の債権管理に関する事務 | 3 |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付申請又は債権管理に関する事務 | 22 |

2 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

| 提供先 | 事務の内容 | 提供件数 |
|-------|---|------|
| 公安委員会 | 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務 | 47 |

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和3年12月18日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

出雲市所原町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年12月6日に終了した旨益田県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年12月24日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量、基準点測量）

2 作業期間

令和3年6月1日から同年12月6日まで

3 作業地域

益田市

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年12月24日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 入札に付する事項**(1) 調達の名称及び数量**

島根県立中央病院の電力調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び「島根県立中央病院の電力調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 調達期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 調達施設

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 令和4年1月25日（入札参加資格確認申請の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 令和4年1月25日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。

(6) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(8) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県病院事業管理者が認めたものであること。

(9) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。

(10) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課
電話 0853-30-6435 F A X 0853-21-2975
電子メール tyubyoshisetsu@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和3年12月24日（金）から令和4年1月24日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに電子メールによって交付するので、この入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(4) 申請書の提出期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月25日（火）までの間（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）

(5) 申請書の提出場所

(1)の場所

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年2月15日（火）午前11時

（郵便により入札する場合は、書留郵便とし、令和4年2月15日（火）午前9時までに(1)の場所へ必着のこと。）

イ 場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第93条第2項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県病院局財務規程第116条第2項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、調達期間における予定電力等による相当金額を調達期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (5) 契約書の作成の要否
要する。
- (6) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (7) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (8) 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (9) 契約における特約事項
本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。
- (10) 落札者の決定方法
島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、契約金額は単価とする。
- (11) 再度入札
再度入札は、1回を限度とする。
- (12) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (13) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Bidding Information :
- a Title of Procurement : Electric Power Procurement for Shimane Prefectural Central Hospital
 - b Procurement Period : From April 1, 2022 to March 31, 2025
- (2) Deadline for Submission of Bidding Participant Qualifications : From 9 : 00 a.m. December 27, 2021 to 5 : 00 p.m. January 25, 2022
- (3) Date of Bidding and Opening of Bids : 11 : 00 a.m. February 15, 2022
(Bids by post must be received by 9 : 00 a.m. on February 15, 2022)
- (4) Contact point for the notice : Facility Management Division, Management Department Secretariat, Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan
TEL : 0853-30-6435

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第3号

公民館設備費補助金交付要綱（昭和35年島根県教育委員会告示第1号）は廃止し、令和3年12月24日から施行する。

令和3年12月24日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二